

昭和薬科大学附属高等学校・中学校同窓会 会則

第1章 総 則

第1条 本会は、昭和薬科大学附属高等学校・中学校同窓会と称する。

第2条 本会の事務所は、昭和薬科大学附属高等学校・中学校内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、会員相互の親睦を図ると共に、母校である昭和薬科大学附属高等学校・中学校（以下、「本校」という。）の発展に期することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員の教養向上、互助団結、和親の目的のための講習会、講演会、座談会、研究会、親睦会等の開催
2. 本校の教育支援に必要な事業
3. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 組 織

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

1. 本校の高等学校卒業生を会員とする。
2. 現旧本校教職員は客員とする。

第4章 役員並びに任務

第6条 本会には次の役員を置く。

- 会 長 1名
- 副会長 若干名
- 庶務会計 若干名
- 監査役 若干名
- 評議員 各期毎に若干名
- 顧 問 若干名
- 相談役 若干名

第7条 役員は次の方法により選出する。

1. 会長、副会長は会員の中から評議員会にて選出する。
2. 評議員は会員の中から各期毎に選出する。
3. 庶務会計は会員の中から会長が委嘱する。
4. 監査役は会員の中から会長が委嘱する。
5. 顧問は会員及び客員の中から会長が委嘱する。
6. 相談役は本会役員経験者の中から会長が委嘱する。

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 評議員は本会の重要事項を審議する。
4. 庶務会計は本会の庶務及び会計事務を行う。
5. 監査役は本会の会計監査を行う。
6. 顧問および相談役は会長の相談に応じる。

第9条 本会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第5章 会議

第10条 本会の会議は評議員会と総会とする。

評議員会は必要に応じて随時開催する。総会は評議員会が必要と認めた場合に開催する。

第11条 評議員会は次の事項を処理する。

1. 事業計画の決定
2. 予算及び決算の審議
3. 会則の改正
4. 役員決定
5. 予算及び決算の承認
6. その他必要な事項

第12条 総会は次の事項を処理する。

評議員会が必要と認めた事項

第6章 会 計

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第14条 本会の経費は入会金及びその他の収入をもってこれに充て、入会金は10,000円とし入会の時納入する。

第15条 本会に次の帳簿を備える。

1. 会員名簿
2. 会 則
3. 記 録
4. 金銭出納帳

附 則

1. 本会則は1977年3月1日より施行する。
2. 2011年10月26日一部改正。